

釜ヶ崎資料

第四号

釜ヶ崎資料第四号目次

* 外国人出稼ぎ労働者と寄せ場……小柳伸顕……二

はじめに／「アジア」技能開発計画と

は／フィリピンからの出稼ぎ労働者／

アジア人出稼ぎ労働者と寄場の課題

* 地域社会と差別……平川 茂……十三

はじめに／「宿舎」と釜ヶ崎／つくら

れた危機感／合理化される差別／おわ

りに

* 戦前期釜ヶ崎における

「社会福祉」の展開……本間啓一郎……二三

はじめに／小林授産場／感化救済事業／

方面委員事業／補・今宮社会事業研究会

一九八七年七月一日発行：釜ヶ崎資料センター

大阪市西成区萩之茶屋二―八―九旅路の里気付

定 価 四 百 円

この最終章では、社会の奈落をそのもっとも
広い見地に立って眺め、文明に対していくつか
の質問を投げかけてみるのがいいだろう。その
答えしだいでは、文明は存亡をかけねばならな
い。たとえば、文明は人間の運命を改善したか？
「人間」という言葉を、私は民主主義的な意味、
つまり普通の人間という意味で使っている。だ
から、この質問はこんなふうに言いなおされる。
文明は普通の人間の運命を改善したか？

―「どん底の人びと」 ジャック・ロンドン―

社会思想社・教養文庫

外国人出稼ぎ労働者と寄場

小柳 伸頭

はじめに

一九八七年四月四日（金）午前六時半ごろ、西成労働福祉センターの広場から四人の外国人労働者が、関係当局者によって同行された。

目撃者は、釜ヶ崎日雇労働組合（釜日労）の一組合員。かれの話によると、四人のうち三人は、一見してフィリピン人、残り一人は、東アジア系という。

その朝、六時すぎのセンターには、いつものように四人の外国人労働者が求職に来ていた。そこに、当局者が近づき、何か話かけると、四人は、かれらに同行してセンターを出ていった。西成警察の公安関係者でないことは、かれの話からも判断できる。警察の外事課かあるいは入管関係者のどちらかであろう。

四人の外国人労働者がセンターに顔をみせだしたのは約一週間程前であった。それから二三日して、かれらの顔写真が警察の手でとられていた。そして、二四日朝の出来事になったのである。

工事現場でフィリピン人といわず東南アジアからの人々が働いているという情報は、これまでも何度か聞いてきた。とくに、昨年（一九八六年）九月、三重県下で三人のタイ人労働者が交通事故死するニュースが伝わると、労働者は、自分たちもフィリピン人と一緒に働いた経験があると語りはじめた。

毎週金曜日の夜、西成市民館を会場に開かれている「釜ヶ崎夜間学校」でも話題にのぼった。

夜間学校の松繁さんは、その情報をたよりにその現場へと足を運んだ。

松繁さんが尋ねたのは大阪市西淀川区出来島の飯場であった。飯場は、小さな町工場街の一角にあり、その町工場を改築したものであった。一階はモータープール、二階が宿舎になっていた。一階には事務所があり、そこには飯場で働く労働者の名札が掛けてあった。名札の一枚はカタカナで書かれていた。それは、他の名札が、漢字しかも氏名が書かれているのに比べて、不自然に思われた。

労働者の情報では五、六人とのことであつたが、名札などから判断して、その飯場には当時は一人でなかったかと松繁さんは話していた。

また附近に足をのばしてみると工事現場があり、ビデ足場を組んでいる中に、一見してフィリピン人とわかる労働者を見つけている。言葉を交わしたのではないので、フィリピン人と断定できないにしても、東南アジアからの出稼ぎ労働者であることには間違いない。

研修生という労働力移入

海外、とくにアジアからの出稼ぎ労働者が最初にマスコミ等をにぎわしたのはもう十年以上も前になる。一九

七五年前後のことである。「研修生」という名の労働力移入であつた。

「研修生」が、話題にのぼりはじめたのは、一九六〇年代のことである。高度経済成長にともなう労働力不足を予想した政府関係者は「アジア協会」という窓口をもつける。やがて外務省の外郭団体「海外技術事業団」(OTCA)や通産省の「海外技術者研修協会」(AOTS)などの団体が生れ、本格的に「研修制度」と取り組はじめる。一九七〇年代にこの制度を通じて、日本にやってくる「研修生」は四十人とも五十人とも言われるが、その八〇%がアジア諸国からであつた。これらの背景には、一九六七年二月、労働省雇用審議会が出した「雇用対策基本計画」があつた。つまり「労働力移入」には反対という政府の態度であつたが、資本の側としては、労働力不足を何としてでも外国人労働者で補おうとした。それが「研修制度」に名をかりた「労働力移入」である。この点に関しては、日経連雇用委員会が一九七〇年五月一日「外国人労働力をめぐる諸問題」について見解をあきらかにしている。

資本の要求は、政府の労働政策を実態として切りくずしたことになる。

この研修制度を最も有効に利用したのが、日本医師会である。日本医師会の背後には、岸信介を名誉会長とする財団法人日本国際医療団がある。その目的は、「開発途上諸国に対して行うわが国の医療協力事業の推進をはかる」である。事業の一つとして、「医療研修員に対する研修上の助成」がうたわれている。

たとえば、兵庫県下の研修制度は、韓国からの看護婦研修性受け入れとなる。結果は、反対運動により挫折するが、その経過は、今日の問題を考えていくうえでも参考になる。

この計画は、まず奈良県下で一九七二年、桜井病院長が二九名の研修生を受け入れたことにはじまる。紹介したのは、韓国にある「韓国海外開発公社」で、この公社はすでに西ドイツとの間に五年間で五千人の有資格看護婦を送り出す交渉を政府間で決定していた。奈良桜井方式といわれる方法（一グループ二九名）で、兵庫県下の医師会等は、九四名の看護婦受け入れを決める。兵庫県私立病院長会二九名、神戸市医師会二九名、尼崎市医師会二九名、兵庫医大一〇名の計九四名であった。他に、奈良の第二次二九名、和歌山の二九名などが、同時進行していた。

研修計画は、午前中は受け入れ病院で実習、午後は看護婦学校に通う。期間は二年で、研修手当（月額平均中卒者一万六千円、高卒者一万八千円）を毎月わたすというものであった。しかし、奈良での実態は、日本人看護婦とは隔離されたところで研修が行われた。

まず勤務時間は、午前八時～十一時三〇分、午後五時～八時。また「看護教育」は、特別に設置された養成所（大和郡山市田北病院）で、完全に日本人から隔離されたところとなされた。理由は「反共」教育である。

これらの経過が明らかにされる中で、兵庫では医療労働者からの反対運動が起き、韓国からの研修制度に名をかりた労働力移入は、中止に追い込まれた。

ちなみに、韓国では医療制度が異なり、日本でたとえ看護婦の資格をとっても、全く役立たない。この一事をとっても、研修制度が、「研修」に名をかりた低賃金労働力の移入であった事実是否定できない。

（参照：パンフ・アジア人労働力輸入と闘う会編『「研修」という名の強制連行をゆるすな』一九七五年九月刊）

「アジア」技能開発計画とは

一九六七年二月の労働者雇用審議会は、外国人労働力の移入を否定した。しかし、三年後の一九七〇年九月、労働省は、さきの日経連の見解を追認する「国際技能開発計画」を発表している。計画はすべて実現しなかったとは言え、その発想は今日なお生きているし、労働省の「労働力移入」に対する基本的な考え方とも言えよう。少々長くなるが、要点を引用し、紹介したい。

「発展途上国の人的能力の開発を図るための主要な施策の一つであるこれら諸国からの技能研修生の受入は、従来主として、政府ベースにより公共職業訓練施設を中心に実施されてきたところであるが（昭和四四年一三六名）、収容力、スタッフ等に限度があり、必ずしも十分とはいえない実情にある。また一方、民間ベースによる技能研修生の受入れ（昭和四四年度五七三名）は、近年増加傾向もあるが、その実施は民間の自主性にまかされているため、従来、必ずしも計画的、かつ、組織的に行われていなかったうらみがあり、これらの諸国の人的能力の開発に対するわが国の技術協力として十分とはいえない面があった。

したがって、以上のような実情および発展途上国から技能開発に関する援助要請の高まりに応え、今後は海外から技能研修生の受入れにつき、思いきって積極的な態度をとる必要がある、このため従来の政府ベースによるものと並んで、民間とのタイ・アップにより、その優れた事業内職業訓練の体系と設備を活用して、政府が財政的、制度的に強力なテコ入れを行なって、発展途上国からの技能研修生の大幅受入れを図ることが要請される」

一言で言えば、安い労働力を使うのに資本と政府が協力してやりましょうということで、法務省と労働省との連携も強調されている。

さらに計画を推進するために「国際労働技術協力隊」「アジア労働情報プール」「アジア労働技術協力（アジアを結ぶ橋）計画」などが構想されている。

名称は、「国際」でも実態はアジア対象であることは、さきの構想でも明らかである。実施要綱では、はっきりと対象がアジアであることが明記されている。期間は、六ヶ月から三年。受入れ計画としては、初年度、一千人その後五ヶ年間で三千人まで広げるとなっている。

またこれに必要な予算が一二億三千万円で、その二分

の一角が政府補助金として予算化されることになっていた。

法務省と外国人労働者対策

法務省は一九八七年二月になって、「外国人労働者へ門戸開放研究」をはじめたことを明らかにした。提言は研究段階としながらも ①日本への定住を避けるため在留期間は三年程度に限る ②単身の「出稼ぎ」を原則とし、家族の入国は認めない、との原則を打ち出している。「日経」八七・二・一四

研究とは言え、この提言は、一九七〇年の労働省の「国際技能開発計画」的な性格さえもつ。つまり、現状に対する追認というか、資本の要求に対する追従である。その裏付けが、次の法務省入国管理局のまとめである。法務省が、一九八六年の出入国管理法違反事件としてまとめた中で、突出していたのはアジアからの出稼ぎ労働者であった。

一九八六年の違反件数	一万五百七十三件
一九八五年の違反件数	七千六百五十三件と
三八・二%も伸びている。	

*違反者の国別統計は

フィリピンが全体の七七・四%	
タイ	一二・二%
パキスタン	二・二%
韓国	一・五%

*違反者のうち男性の場合の職種

土木作業員	四一・二%
工員	二四・一%
雑役	九・三%

*違反者のうち女性の場合の職種

ホステス	八四・一%
ストリップパー	五・七%
売春婦	四・八%

(「毎日」八七・五・三)

これは、法務省の公式統計であるが、実態はもっと深刻と言えよう。あえて言えば、フィリピンからの建設労働者等の入国が、急増していることになる。これまでも、女性の出稼ぎ労働者については、マスコミをにぎわしたが、男性の出稼ぎ労働者については、昨年あたりから新聞等で報じられるようになって来た。マスコミのニュースになるといことは、出稼ぎ労働者の急増を裏付ける

ものでもある。

フィリピンからの

出稼稼ぎ労働者

さきに紹介したタイ人労働者の交通事故死は、その氷山の一角であろう。関西方面では報じられなかったが、関東とくに千葉県下では、フィリピン出稼稼ぎ労働者に関するニュースがいくつか報道された。

一つは、千葉県市原市の大坪土木で労働ビザなしに働いていたフィリピン人労働者三人が、一九八六年十一月九日、交通事故で死亡した事件である。（「東京」八六・一一・一八）

いま一つは、フィリピン人労働者が、金に窮し、「殺人放火」したという事件である。（「千葉日報」八七・一・三一）

大坪土木には後日談がある。事件を調べるうちに大坪土木にはフィリピン人労働者が計八人働いていたことが明らかになる。うち三人は死亡。さらに二人は、市原署に「不法残留」（出入国管理および難民認定法違反）で逮捕、そして三人はいまも行方不明である。

大坪土木は、一度は倒産するが、日本人の半分以下の賃金で出稼稼ぎ労働者を使うことで、会社を「再建」したのである。逮捕された労働者の証言によれば、一ヶ月の給料は一〇万円前後、そこから宿舍費の家賃と食費を引かれ、手取りは、五〜六万円。うち三万〜五万五千円を本国に送金。手元に残るのは一万五千円〜二万円程度と言う。しかもかれらは、フィリピンを出るとき、八万円の借金があったと言う。

さて、わたしたちは、行方不明のフィリピン人労働者三人のうちの一人のフィリピンでの住所を偶然の機会に手に入れることが出来た。

その住所を手掛りに、一九八七年四月上旬、フィリピンのN地方にその家族をたずねた。そして労働者Aさん（二九歳）のお母さん、お姉さんと話し合い、日本へ出稼ぎに出た経路をある程度、把握することが出来た。

もちろん、話は最初からトントン拍子に進んだわけではない。日本人五人とフィリピン人二人の計七人が、自動車で乗りつけたとなると警戒するのが常識である。帰りぎわに打ちあけられたところによれば、わたしたち一行（釜ヶ崎の労働者三人、キリスト教関係者二人）は、てつきり官憲（入管関係者）と誤解された。無理もない

と思う。

わたしたちが持つて行った資料、英語からタガログ語への通訳を通して、やっとわたしたちの身分が理解され、信用されたようだ。

Aさんは、もともと建設労働者である。一九八一年、八三年まで建設会社で働くも会社倒産で失業。求職中にAS社を紹介される。一九八六年九月、AS社に幹旋料二万ペソ（当時の日本円で二〇万円）を支払い、持ち金五〇〇米ドルをもって日本へ。二万ペソは、親戚から借金する。五〇〇ドルは、観光ビザで入国するので、見せ金としても必要だった。

AS社には釜ヶ崎の労働者Mさんが訪問。事業内容を聞いて来た。AS社は、政府公認、大手の私立職業紹介会社である。しかも、海外への労働者送り出しをしている。事務所内には世界各国からの求人が掲示され、社員は、電話やテレックスを使って忙しそうに働いていた。早朝というのに、約二〇人の男女が、紹介を依頼し相談の順番を待っていた。

責任者は、Mさんとの話の中で、日本が要求すれば、土工（シャベルマン）、鉄筋工（スティールマン）、ペンキ工（ペインター）、大工（カーペンター）を送り出

してもいいという。日本の外国人労働者の賃金が月一〇万円ぐらいと言うと、ドルやペソなどに換算して、満足そうだった。さらに、もし労働者を幹旋したときには、「あなたにいくら支払ったらいいか」と、日本の雇い主あるいはブローカーに支払うリベートについても言及したという。

Aさんの場合は、本人にも建設労働の経験があり、なおかつ親戚にも借金ができ、さらに家族にも送金しなくても、家族は生活できたのである。お父さんは、近年まで、その村の製糖工場で働いていたし、Aさんの家は小さな商店を経営していた。

しかし、本人が、観光ビザで入国し、「不法滞在」であることは心配していた。ただ、人づてに、同じ現場で働いていた同僚が交通事故死したことは知っていた。家族の願いは、Aさんが、合法的に日本で働けないかということである。「不法滞在」ゆえ、日本での居所も全くわからず連絡がとれないが、それは無事な証拠だと受けとめているようだ。

一方、殺人放火容疑で逮捕されたロアさん（二三歳）はミンダナオ出身。この機会に尋ねようかとの話もあったが、ミンダナオにはすでに家族がないということでは

中止となった。

ロアさんは、大学在学中であつたが、母親は香港へメ
イドとして出稼ぎに、父親は、かつてサウジアラビアへ
出稼ぎに行っていたが、いまは死亡。ロアさんも、結局、
生活のため観光ビザで、一九八六年二月三日、来日。
手配師の紹介で土木の飯場に入るが、土木労働未経験の
ため逃げだす。市原市の公園で野宿。知人の紹介で東京
の飲食店につとめるが、一九八七年一月一日、金に困
つて住んでいたアパートの持ち主を殺したというもので
ある。「日本にいい仕事がある」と紹介された先が、日
本の手配師であり、働く場は、低賃金で重労働を強いる
飯場であつたことがわかる。フィリピンの紹介所および
日本の手配師は、さしずめ悪徳手配師と呼ぶことが出来
よう。何もわからず大阪へ出て来た人を「仕事あるよ」
と単価五千円ぐらいで紹介する暴力団がらみの手配師の
類が、いまや「国際化」したと言えよう。

アジア人出稼ぎと労働者として

実労働者の課題

一九八六年度の法務省の言う「出入国管理および難民

認定法違反容疑者」にAさんもロアさんも入る。Aさん
は、行方不明だとすれば、統計上の「フィリピン人」土
木作業員」に数えられないが、「違反容疑」で逮捕され
あるいは強制送還されたフィリピン人労働者の背景をさ
ぐるとき、Aさんやロアさんのような例は、いくらでも
あるだろう。否、事情はもっと複雑かも知れない。問題
は、何千件という数字の増減を問題にすることも必要で
あるが、むしろ、その「違反容疑者」たち一人一人の背
景をさぐり、共通の問題点を出すこそ急務ではない
か。

法務省が、資本の要請―安く若い土建労働者の海外か
らの移入の実施にむけて―門戸開放にむけて「重いと言
われる腰」をあげた。わたしたちの対応は、法務省への
追従であつてはならない。

問題は二つある。一つは、なぜアジア特にフィリピン
から出稼ぎ労働者が、「法」を犯してでも日本の寄せ場
・日雇労働の現場に来るのか。いま一つは、寄せ場に来
た労働者あるいは飯場で働くフィリピン人労働者は、ど
んな状況で働かされているのかという点である。

前者の「なぜアジアから日本へ」は、「なぜ九州や四
国から釜ヶ崎へ」と共通点を持つ。

ここ三、四年間で釜ヶ崎の労働者数は、二万五千人を越えた。三、四年前は、一万八千人と言われて来たから七千人増になる。その背景には、日本の産業構造の再編が大きく作用していることは、実態調査へ注：一九八六年二月二九、三〇日、一九八七年一月五、七日の五日間にわたって実施された《釜ヶ崎労働者職歴調査集計結果中間報告》による¹が示すところである。鉄鋼・造船・石炭・国鉄における再編過程は、多数の失業者を生み出し、人々は職を求めて釜ヶ崎へやって来た。

国内における産業再編は、また国際、とくに東南アジアの産業再編へと連動する。日本資本主義あるいは援助に名をかりた植民地主義は、多国籍企業と開発によって東南アジアとくにフィリピンの人々の自然と生活を大きく変えた。多国籍企業の「侵出」と開発は、人々の生活をより貧しくしたと言えよう。まさに生活の基盤を奪った。その結果、人々は都市のスラム住民になるか、低賃金の農業労働者あるいは海外への出稼ぎ労働者とならざるをえなかった。ロアさんの家庭崩壊には、ミンダナオの開発援助という名の「侵略」を見ないわけにはいかない。

現在フィリピンでは、海外出稼ぎ労働者の相談・調査

組織「カイビガン・タガログ語で友だち、つまり海外出稼ぎ労働者の友だち」の調査によれば、出稼ぎ労働者は世界一二四ヶ国へ約一八〇万人で、その人々によって生活を支えられている人々は、六〇〇万人とも八〇〇万人とも言われる。一二〇〇万人の労働者人口中、一八〇万人が海外出稼ぎと言うとき、その比重の大きさに驚く。しかも、出稼ぎの第一位は看護婦で第二位は医者。フィリピン人の十人中七人まで医者にかかれないのに、医者は海外へ流出する。また、サウジアラビア等中東の不況により、多数の出稼ぎ労働者（主として土建）が、帰国せざるを得なくなった。

このような状況の中で、日本への出稼ぎ労働者の急増という結果が起っている。しかも「国際手配師」の暗躍により低賃金・不安定身分で、労働者が「移出」される。この現象は、産業再編による失業者が釜ヶ崎へ来るのと同質のものと受けとらなければならない。

後者はどうか。むろん前者と深い関係にある。産業再編・円高不況の中で、企業としての存亡は、労働者の賃金抜きには考えられない。そのよい例がさきにあげた大坪土木である。日本人の半分、あるいは三分の一の賃金で企業としてはじめて存続できる。低賃金と悪労働条件

は、「不法残留」と表裏の関係にある。「不法残留」が、低賃金を支えているとも言える。低賃金・悪条件と言ってもフィリピン国内より条件はいいとなれば、人々は不法に残留してでも働く。フィリピンにおける日系の大手企業でも一日の賃金は、六〇ペソから七〇ペソ、日本円に換算して五〇〇円〜六〇〇円である。これは製造業のみならず土建業でもほぼ同じと言えよう。すると日本に行けば、国内の十倍ということになる。交通機関が発達した今日、海外への出稼ぎは、容易になったと言えよう。

しかし、出稼ぎ労働者は、日本国内に「不法残留」する限り無権利状態におかれている。いつ逮捕され強制送還されるかわからない身分である。保護を求める相手がいない。たとえ、飯場における賃金未払いや労災があったとしても公然化できない弱点がある。

これらの動きに対して労働者自身の取り組みが、横浜の寄場・寿ではじまった。寿には、常時八〇名〜百名ぐらゐの外国人労働者がいると言われて来た。それは、大坪土木の件でも明らかのように、寿にフィリピン人（外人）相手の手配師自称「エリック」がいることと無関係であるまい。

寿日雇労働者組合は、フィリピン人労働者から相談（

就労その他）を受けたことが動機となり、一九八七年四月一四日、「寿外国人労働者と連帯する会」を発足させ、活動に入った。また、日雇労働組合の全国組織「全国日雇労働組合協議会」も「アジア人労働者といかに連帯の回路を創るのか。戦前の朝鮮人労働者との連帯問題総括を含め、日雇全協の原則的立場と具体的方針が求められている」としている。（「全協ニュース」九号・八七・三・二〇）

映画「山谷ーやられたらやりかえせ」の最後が、インドネシアの教科書のページとくにRomusha（労働者）のクローズアップで終わるのは、これからの山谷、寄場の闘いを暗示しているとも言える。Romushaは、「大東亜戦争」期における日本軍によるインドネシア人に対する強制労働の代名詞である。

最後になったが、釜ヶ崎から今回フィリピンをたずねた労働者たちによって、釜ヶ崎でも「アジア系外国人出稼ぎ労働者を支える会（仮称）」の発足が準備されている。最初の仕事は、英語・タガログ語・タイ語による「よびかけ文」の作成である。

このよびかけ文が、もう半年早ければ、一九八七年四月二四日早朝の事件は未然に防ぐことが出来た。官憲の

手にフィリピン労働者を渡さなくてすんだと言えよう。

(八七・五・一一)

釜ヶ崎資料

創刊号：八六・二月……二百円

なぜ釜ヶ崎は残されたか

小柳伸頭

はじめに・町名釜ヶ崎が消滅した日・今宮村の再出発・釜ヶ崎と名護(長)町・一八八八年の長町・長町の強制移住・大阪府の長町移住計画・「細民地区」としての釜ヶ崎・米「騒動」と釜ヶ崎・むすびにかえて

戦後の釜ヶ崎・人口推移を中心に
―家族持ちから単身者の町へ―

牛草英晴

戦後の町名変更と「あい

りん地区」の呼称・「釜

ヶ崎」の範囲・「釜ヶ崎」

の人口の推移・「釜ヶ崎」

社会の二重構造―監視さ

れる社会・差別される社

会―

第二号：八六・八月……三百円

釜ヶ崎の行政 本間啓一郎

はじめに・住宅行政・前

史・木賃宿対策・長屋対

策・戦後の展開・注記

釜ヶ崎と住宅問題

調査資料紹介を中心として

原 和博

八四年ドヤ調査対象一覧・

ドヤの規模・高額ドヤ

のリスト・安いドヤの

リスト・中二階のある

ドヤ・鉄格子のあるド

ヤ・これまでに火災が

発生したことのあるド

ヤ・これまでにボヤが

発生したことのあるド

ヤ

第三号：八六・一二月三百円

戦前期釜ヶ崎社会史の諸

問題―動態的理解のため

の予備作業―本間啓一郎

釜ヶ崎と住宅問題(2)

原 和博